

～ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)－①、②、③の認定を申請される方へ ～

【対象中小企業者】

信用保証の対象となる業種に属する事業を行っており、次の基準を満たす中小企業者
○最近3ヶ月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

【提出書類一式】 ※控えが必要な場合は、ご自身で写しを取ってからご申請ください。

認定申請書…1枚 (5号(イ)－①、②、③の中から該当するもの)

※日付は提出日をご記入ください。

※認定後の修正は致しかねますので、業種分類等、事前に信用保証協会にご確認ください。

申請書イ－①、②、③の添付書類…1枚

※認定申請書に該当する(申請書イ－①、②、③の添付書類)のいずれか該当するものをご提出ください

※実印押印のこと。審査にあたっては認定申請書や(申請書イ－①、②、③の添付資料)に記載された数字を確認しますので、売上高の客観的根拠となる資料(売上台帳、試算表、仕入帳など)及び計算過程がわかる書類等をご用意ください。客観的根拠及び計算書類等がなければ認定を行うことができません。

印鑑証明書の写し…発行日から3ヶ月以内のもの

履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)…発行日から3ヶ月以内のもの

(本店登記地が四日市市内であることが必要)

直近の決算報告書の写し(法人の場合)

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業概況説明書)

直近の確定申告書の写し(個人事業者の場合)

(第一表、決算書、及び事業所所在地が確認できるもの)

許認可証等の写し(許認可が必要な業種の場合、すべての許認可証等の写し)

業種の確認をするため、会社案内等、業種や事業内容が具体的にわかる資料をご用意ください

委任状(代理人が申請する場合)

※金融機関などが代理人の場合、受任者の欄に金融機関の本・支店長の署名捺印をしてください

※申請される際には、連絡先がわかるよう名刺等をご用意ください

【その他】

◎法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地(住民登録地ではありません)が四日市市でない場合、本店登記地または主たる事業所の所在地の市区町村にて認定手続きを行ってください。

*** 申請にあたっては、本認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります ***

≪認定窓口≫ 四日市市商工農水部商業労政課
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階
電話：059-354-8175 FAX：059-354-8307